

# 長野県産業投資応援条例に基づく不動産取得税の課税免除の手続に関する規則

平成 17 年 3 月 28 日

規則第 24 号

改正 平成 24 年 3 月 30 日規則第 22 号 平成 29 年 3 月 31 日規則第 25 号  
令和 3 年 3 月 29 日規則第 48 号 令和 8 年 3 月 26 日規則第 10 号

信州ものづくり産業投資応援条例に基づく不動産取得税の課税免除の手続に関する規則をここに公布します。

長野県産業投資応援条例に基づく不動産取得税の課税免除の手続に関する規則  
題名改正〔令和 3 年規則 48 号〕

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、長野県産業投資応援条例（平成 17 年長野県条例第 25 号。以下「条例」という。）第 2 条及び第 5 条の規定により、不動産取得税の課税免除の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(不動産取得税の課税免除を受けるための認定)

**第 2 条** 条例第 2 条第 1 項の規定による認定を受けようとする者は、取得した設備を事業の用に供した日（次項第 3 号において「供用開始日」という。）の属する年又は事業年度の事業税について長野県県税条例（昭和 25 年長野県条例第 41 号）第 38 条に規定する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 25 若しくは第 72 条の 28 の規定により事業税を申告納付する場合の申告書又は同条例第 39 条の 3 第 1 項に規定する申告書を提出する期限までに、長野県産業投資応援条例に基づく不動産取得税の課税免除認定申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添付して、知事に申請しなければならない。

- (1) 設備の取得明細書（様式第 2 号）
- (2) 土地の取得明細書（様式第 3 号）
- (3) 増加雇用者内訳書（様式第 4 号）
- (4) 条例第 2 条第 1 項に規定する家屋等（以下この項及び次項第 1 号において「家屋等」という。）が土地の場合にあっては、当該土地の公図の写し及び売買契約書の写し
- (5) 家屋等の登記事項証明書
- (6) 建物の配置図及び各階平面図
- (7) 機械装置の配置図
- (8) 取得した設備に係る償却額の計算に関する明細書
- (9) 家屋等を事業の用に供したことに伴って増加した雇用者が、条例第 2 条第 1 項第 3 号に規定する雇用者であることを証する書類
- (10) 付加価値額計算書（様式第 5 号）

- (11) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 2 知事は、前項の申請に係る事業が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、条例第2条第1項の認定をするものとする。
- (1) 条例別表に掲げる事業を営み、又は営もうとする法人又は個人が、条例第2条第1項に規定する対象期間において、当該事業の用に供するために家屋等の取得（同項に規定する取得をいう。）をしたこと。
- (2) 条例第2条第1項各号のいずれにも該当すること。
- (3) 供用開始日から起算して5年を経過した日の属する年又は事業年度の末日における当該事業の付加価値額に相当する額から供用開始日の属する年の前年又は供用開始日の直前に終了した事業年度の末日における当該事業の付加価値額に相当する額を減じた額が3,685万円以上となる見込みがあること。
- 3 知事は、第1項の申請に対し認定又は不認定の決定をしたときは、文書をもってその旨を申請者に通知するものとする。

(法人等が行う投資を応援するための財政上又は税制上の措置等を講じている市町村)

**第3条** 条例第2条第1項第1号の規則で定める市町村は、別表のとおりとする。

(不動産取得税の課税免除の適用を受けるための申請)

- 第4条** 条例第2条第2項に規定する規則で定める申請書の提出は、第2条第3項の規定による認定の通知の日から30日以内に、長野県産業投資応援条例に基づく不動産取得税の課税免除申請書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添付して、行うものとする。
- (1) 第2条第3項の規定による認定の通知の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 不動産登記法（平成16年法律第123号）附則第5条後段の規定により登記事項証明書とみなされる登記簿の謄本は、第2条第1項第5号に規定する登記事項証明書とみなす。

附 則（平成24年3月30日規則第22号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 信州ものづくり産業投資応援条例の一部を改正する条例（平成24年長野県条例第23号）附則第2項の規定により従前の例によることとされる不動産取得税に関するこの規則による改正後の信州ものづくり産業投資応援条例に基づく不動産取得税の課税免除の手続に関する規則の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日規則第 25 号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（用紙の使用に関する経過措置）

23 この規則の施行前に、附則第 7 項の規定による改正前の長野県県税に関する規則、附則第 11 項の規定による改正前の財務規則、附則第 14 項の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則、附則第 19 項の規定による改正前の信州ものづくり産業投資応援条例に基づく不動産取得税の課税免除の手続に関する規則、附則第 20 項の規定による改正前の創業及び障害者、母子家庭の母等の雇用を行う法人等を応援する県税の特例に関する条例施行規則又は附則第 21 項の規定による改正前の消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例施行規則の規定に基づいて作成した用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（令和 3 年 3 月 29 日規則第 48 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 26 日規則第 10 号）

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（別表）（第 3 条関係）

長野市 松本市 上田市 岡谷市 飯田市 諏訪市 須坂市 小諸市 伊那市 駒ヶ根市 中野市 大町市 飯山市 茅野市 塩尻市 佐久市 千曲市 東御市 安曇野市 佐久穂町 御代田町 立科町 長和町 青木村 下諏訪町 富士見町 原村 辰野町 箕輪町 飯島町 南箕輪村 中川村 宮田村 松川町 高森町 阿南町 阿智村 平谷村 根羽村 下條村 売木村 天龍村 泰阜村 喬木村 豊丘村 大鹿村 上松町 南木曾町 木曾町 木祖村 王滝村 大桑村 麻績村 山形村 朝日村 筑北村 池田町 松川村 白馬村 小谷村 坂城町 小布施町 高山村 山ノ内町 木島平村 信濃町 飯綱町 小川村 栄村
--